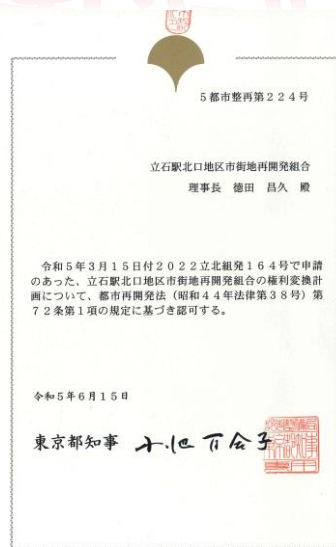


# 権利変換計画が認可されました!!

令和5年3月に権利変換計画の認可申請書を葛飾区へ提出し、その後、東京都による審査手続きが進められておりましたが、このたび、**令和5年6月15日付けで東京都知事より権利変換計画が認可**されました。

今年の9月に解体工事の着手を予定しておりますので、これまでのご案内の通り、**8月31日までの明渡し**にご協力をお願いいたします。明渡し確認や補償費のお支払いに関する手続き等については事務局よりご案内いたします。



権利変換計画認可書

## 《権利変換計画の認可に伴う今後の手続き》

6月15日(木) **権利変換計画認可(東京都知事)**

6月19日(月) { 権利変換の処分公告・通知  
**◆91条補償費のお支払い** } 転出される方へ土地・建物の従前資産に対する補償費をお支払いいたしました。

6月30日(金) **権利変換期日** ※現在の土地建物の権利が、再開発後の土地建物の権利に置き換わる日

**◆97条補償費のお支払い** 「補償契約」に基づき、明渡しを確認できた方から順次、補償費をお支払いいたします。

8月31日(木) **当初よりご案内の明渡し期限** ※「明渡し」  
建物内外の不用品を処分し、水道・電気・ガス等のメーターを撤去していただき、建物全体のカギを組合事務局へお渡しください。

9月1日(金) **解体工事着工** 建物解体工事に先立ち各種調査等の準備工事を行います。

## □ モナークマンション、サンハイツ立石をご所有の方へ お詫び申し上げます。【電気メーターの撤去について】

モナークマンション、サンハイツ立石をご所有されている方につきましては、それぞれのお引越しの時期に合わせて、各住戸ごとに電気メーターの撤去の手続きをお願いしていましたが、あらためて東京電力と協議した結果、

モナークマンションとサンハイツ立石の電気メーターにつきましては、全住戸の退去後に、まとめて撤去させていただくことになりました。

電気につきましては、閉栓・解約の手続きのみをお願いいたします。このたびはご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんでした。引き続き、組合活動にご支援ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

## □ 令和5年度 固定資産税・都市計画税の清算について

令和5年度の固定資産税・都市計画税につきましては、令和5年1月1日時点の土地建物所有者が支払う義務があります。このたび、権利変換期日が令和5年6月30日となったことに伴い、みなさまがお支払いした令和5年度の固定資産税・都市計画税の一部を再開発組合で負担させていただきます。詳細は別紙のお知らせをご覧ください。

なお、令和6年度の固定資産税・都市計画税につきましては、再開発ビルの土地の共有持分に応じて、お支払いいただくこととなります。よろしく願い申し上げます。

## □ 【組合員数】と【議決権】の更新について

権利変換期日（令和5年6月30日）を迎えると、現在の土地建物の権利は権利変換計画に基づき再開発ビル等へ移転（金銭給付）します。それに伴って組合員の考え方が次のように変わります。

- ・ 権利変換を選択された方は、全ての方が区分所有権を有する1組合員となります。  
これまで権利を共有されていた方もそれぞれ一人の組合員となり、一つの議決権を有します。
- ・ 転出を選択された方は、権利変換期日をもって組合員ではなくなります。  
今後は税務に関するご案内など必要に応じて別途ご連絡させていただきます。

【現在】（令和5年6月30日まで）  
組合員数 95名



【更新後】（令和5年7月1日以降）  
組合員数 182名